

必要となる条件整備として、これまでの審議で提言された事項

(教育内容の充実*)

- ・ 契約に関する教育の充実（契約の意義，契約の成立要件（意思の合致によって契約が成立すること等），契約を解消することができる場合とできない場合などの理解を深める。）
- ・ 消費者問題に関する教育の充実（例えば，クーリングオフの制度や国民生活センターの役割等消費者保護の制度の基本や悪徳商法の特徴，対策などを教える。）
- ・ 経済や金融に関する基礎知識と，日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ適切な意思決定をする能力（金融経済リテラシー）を身に付けさせるための教育の充実
- ・ インターンシップ等の労働実践教育や，仕事の探し方，さらには労働の意義（働くことの尊さ，喜び等）などに関するキャリア教育の充実
- ・ 多様な価値観や文化で構成される現代社会において，個人が自己を守り，自己実現を図るとともに，よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために，社会の意思決定や運営の過程において，個人としての権利と義務を行使し，多様な関係者と積極的に関わろうとする資質を獲得することができるようにするための，いわゆるシティズンシップ教育の導入，充実（学校教育のみならず，地域社会や家庭における教育も含む。）

(消費者保護の施策の充実)

- ・ 消費者保護施策のより一層の充実（例えば，若年者の社会的経験の乏しさにつけ込んで取引等が行われないう，若年者と一定の重要な取引をする場合には，事業者に重い説明義務を課すなどの手当て）

(若年者の労働政策の充実)

- ・ 若年者がキャリアを形成することができるようにするための施策の充実(例えば，若年者に対する教育訓練制度や就労支援の制度の充実)

* これら全ての教育を各別に行うことは授業時間数の関係で困難ではないかと思われる一方，相互に関連性があるものも少なくないので，できる限りひとまとめにした形で整理することができないか検討をする必要があると思われる。

(その他の施策について)

- ・ (虐待を受ける子や、虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから) 児童福祉施設の人的、物的資源の充実，子育てを社会で支え合って行うという仕組みの充実
- ・ 若者の「自立」に関する世間・親の意識改革 (通常のルールに乗れなかったニート、ひきこもり等の人々に対して周囲が寛容になること等。具体的には、ニート、ひきこもり等の実態や援助の方法等についての社会的理解を深めること等が考えられる。)